

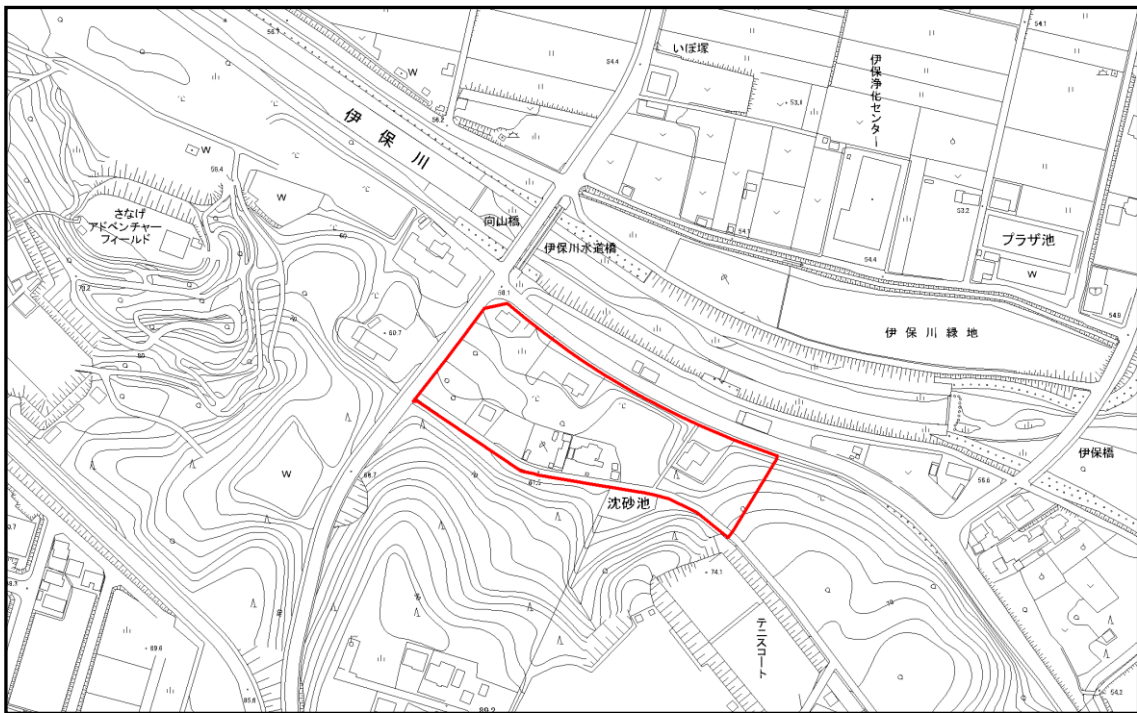
まちづくりルール

い ぼ む か い や ま

伊保向山地区

【平成22年3月25日告示】

名 称	伊保向山地区計画
位 置	豊田市伊保町向山
面 積	約1.2ha



伊保向山地区計画の区域



伊保向山地区まちづくりの目標

周辺の自然環境に配慮するとともに、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な住環境を形成します。

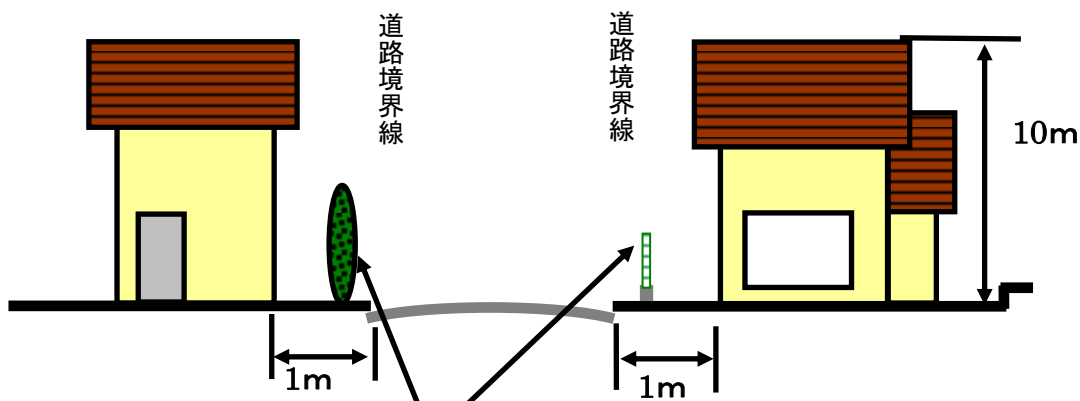
《伊保向山地区計画における建物に関するルール》

伊保向山地区では、以下の内容が建物について定められています。

- ① 用途の制限
- ② 建ぺい率・容積率の最高限度
- ③ 最低敷地面積
- ④ 高さの制限
- ⑤ 壁面後退
- ⑥ 垣又はさくの構造
- ⑦ 形態・意匠

区域内で建築できる建物は、住宅や共同住宅、店舗等の併用住宅、一定規模の店舗の建築が可能となります。

屋根や壁の色は、健全な住宅地にふさわしいものとし、周辺環境と調和した色調とします。



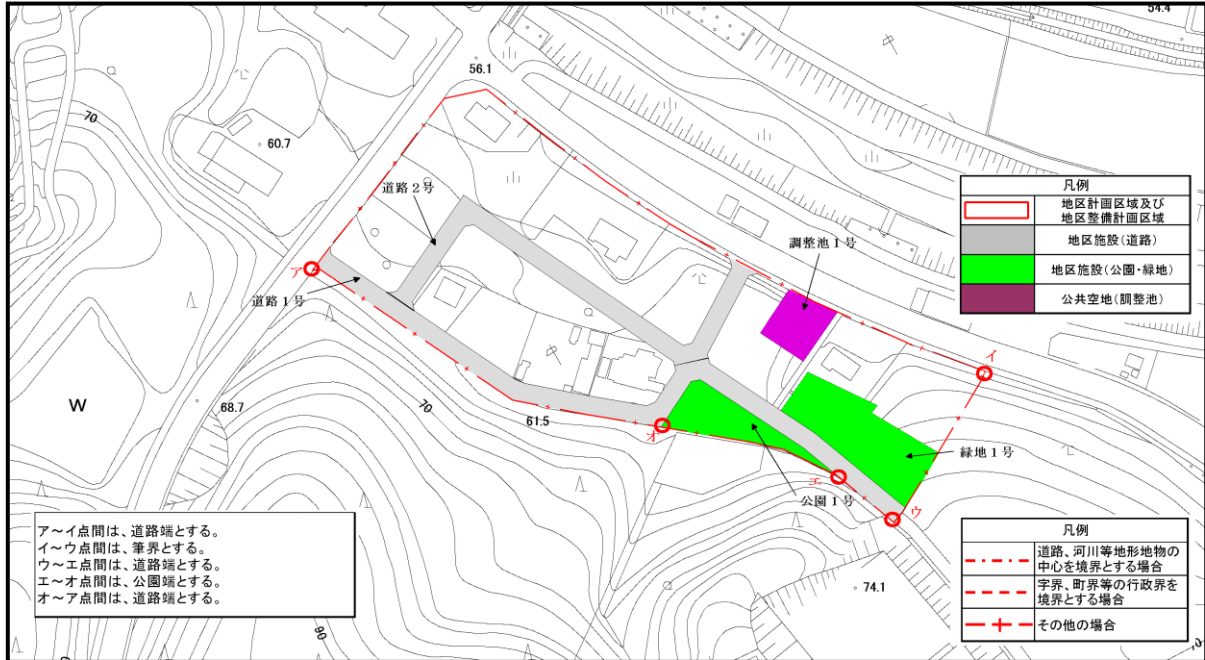
道路境界線から1m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

敷地面積は、200㎡以上とします。

伊保向山地区まちづくりルール

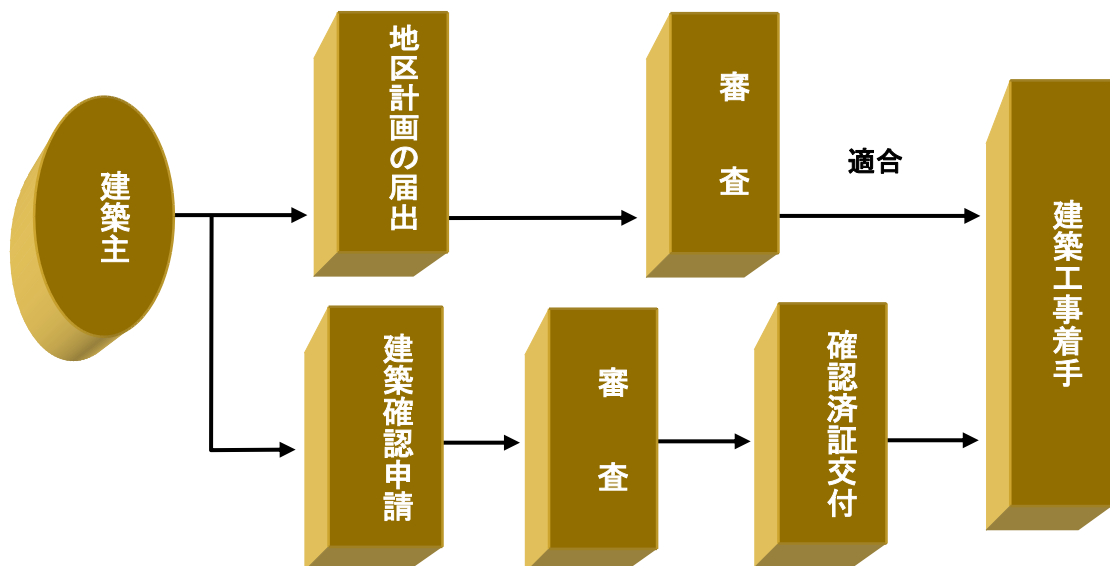
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの 3 共同住宅 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち、政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5及び政令第130条の5の5で定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	15/10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6/10
	敷地面積の最低限度	200㎡
	建築物の高さの最高限度	10m
	壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面（以下「外壁面等」という。）から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが3.0m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの。 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	垣又はさくの構造の制限	道路又は公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 	

計画図



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前までに**、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620